

白岡市自治基本条例に規定する自治（議会）のあり方の検証結果について（案）

令和元年 7 月 5 日

白岡市参画と協働のまちづくり審議会

## 1 検証についての考え方（共通事項）

### (1) 検証の目的

白岡市自治基本条例では、時代や社会情勢に適合した内容となっているかを定期的に検証するため、第20条で4年を超えない期間ごとに自治のあり方を検証するとされています。

また、同条において「市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。」とされていることから、「白岡市参画と協働のまちづくり審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、審議・検証を行うものです。

～自治基本条例 抜粋～

#### 第10章 検証等

##### （検証）

第20条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例で規定する自治のあり方を、市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。

#### 【取組の方向性】

市民参画や協働の取組状況など、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているか、また、自治基本条例自体が時代や社会情勢の変化に則したものとなっているか定期的に検証を行います。

#### 【制度等の整備・改善に関して取り組む事項】

#### ○ 自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針策定及び適切な進捗管理（担当課：地域振興課）

自治基本条例の理念がまちづくりに反映されているかを把握するには、なすべきことと、その進捗度を明らかにする必要があります。このため、自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針を策定し、適切に進捗管理することにより、本市の「自治のあり方」が、どの地点にあるのかを明らかにします。

## (2) 検証の視点

- ① 市民主体の自治が推進されているか
- ② 時代や社会情勢の変化に即したものとなっているか

## (3) 検証の方法

今回の検証は、議会、行政が自己検証した結果及び市民の理解度を把握するために実施した市民アンケートの結果に基づき、検証の視点から各委員が意見を述べる形式により実施しました。

検証の方法としては、「市民」、「行政」、「議会」と検証内容を大分類することにより、それぞれの立場や役割を明確化しました。

## 2 取組事項の検討内容（議会のあり方）

議会が自己検証した結果を基に第3回会議において、議会のあり方について検証を行いました。

～自治基本条例 抜粋～

### 第3章 議会

#### （議会の責務）

第6条 議会は、白岡市の意思決定機関として、この条例の理念にのっとり、住民福祉の向上を目指し、政策の提言及び条例の立案に努めるものとする。

2 議会は、市民の意思を的確に反映した行政運営が行われているか、行政の監視に努めるものとする。

3 議会は、市民に対し、審議経過及び結果を分かりやすく情報提供するなど、開かれた議会運営に努めるものとする。

#### （議員の責務）

第7条 議員は、市民の信頼にこたえるため、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、市民に対し、自らの議員活動の情報提供に努めるものとする。

#### 【取組の方向性】

これまで、開かれた議会運営とするため、議会だよりの発行やインターネット録画中継などに取り組んできました。こうした取組を継続しながら、さらに開かれた議会とするための方策を検討します。

#### 【制度等の整備・改善に関して取り組む事項】

##### ○ 議会改革・活性化等に向けた検討（担当課：議会事務局）

議会と市民との対話、議会報告会、インターネット生中継など議会改革・活性化に向けた検討を行ないます。

(1) 第3回「参画と協働のまちづくり審議会」で出された意見

- 一般質問の質問時間に制限があるが、議論を徹底して行うよう時間制限を撤廃するべきである。
- 議案については、委員会で詳しく審議されるため、積極的に傍聴できるよう案内をするべきである。
- 以前に開催していた子ども議会について、次世代を担う子どもたちに議会に対する関心を持ってもらうよう、再開してはどうか。
- 議場コンサートを開催したことは、議会を身近に感じ、傍聴のきっかけともなるものであり、評価できる。
- 議員から政策提言や条例案の提案が積極的に行われるよう、執行部が技術的な面などについて、議員に対して支援を行うことが必要である。
- 議員と市民との対話集会を実施してほしい。活動報告のようなものではなく、支援者以外の市民のニーズを把握してもらいたい。
- 議会だよりや議会中継等の情報発信は必要なものだが、情報が一方通行であり、市民との対話が必要と考える。
- 議会は、市民から遠い存在であり、議会の仕組みなどもよく分からない。議会のことについて市民が知る機会を増やすことが大切である。
- 身近な問題に対して、議員に改善案を提案したことがあるが、受けとめてもらえなかった。  
近くににいる市民の声を聴いてもらいたい。
- 議会や議員と接触する機会が全くなく、関心もない。
- 身近なことへの問題意識はあるが、その改善策等について、議会や議員に対する提言の方法が分からない。
- 議会と市民が政策づくりを協働で進める自治体がある。

## (2) 「議会」に係る自治のあり方について（検証結果）

議会における「自治のあり方」の検証に関する取組指針では、開かれた議会とするため、情報提供の方法等について検討することとしています。

このような取組指針を受け、議会が行った自己検証の結果を元に検証作業を実施しました。

議会だよりやインターネットによる録画中継など、積極的な情報発信に努め、市民に対して審議経過等を分かりやすく伝えられるよう取り組んでいますが、今後は、議会と市民との対話、議会報告会、インターネット生中継など議会活性化に向けた検討が必要です。

